I 実施要項

1 目 的

養護教諭としての経験を踏まえ、専門的・実践的な研修を行い、児童生徒の心身の健康・安全に関する様々な課題に対応するために必要な指導力と実践力の更なる向上を図る。

2 対 象

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍し、教職経験10年経過11 年目の養護教諭(以下、「研修教員」という。)とする。 ※過年度未受講者を含む。

ただし、下記に留意のこと。

- (1) 国立、公立及び私立の学校の養護教諭として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。) は在職期間にする。
- (2) 教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときには、在職期間に通算する。
- (3) 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を在職期間から除算する。
- イ 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
- ロ 育児休業をした期間
- ハ 配偶者同行休業等をした期間
- ニ 職員団体の役員として専ら従事した期間
- (4) 次の者は対象者から除く。
- イ 臨時的に任用された者
- ロ 他の任命権者が実施する当該研修に相当する研修を受けた者
- ハ 平成29年度までの10年経験者研修、令和6年度までの中堅養護教諭資質向上研修を未受 講の者(延期者)は対象とする。

3 内 容

研修内容は、次のとおりとする。

- (1) 校外研修 年間 8~10日
- (2) 校内研修 年間 5日

4 期 間

研修の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

5 実施主体

中堅養護教諭資質向上研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターが実施する。

6 実施体制

- (1)総合教育センターは、研修教員が所属する市町村教育委員会(以下、「市町村教育委員会」という。)及び研修教員が所属する学校の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び研修教員が所属する学校は、研修の状況を把握し、研修に対して必要な協力を行う。

7 評価及び研修計画

【市町村立学校】

- (1)総合教育センターは、前年度内から、研修教員の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、市町村教育委員会に通知する。
- (2) 市町村教育委員会は、必要に応じて観点を加え、研修教員が所属する学校の校長に通知する。
- (3) 研修教員は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、校長に提出する。
- (4) 校長は、研修教員の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて研修教員の評価を行った上で、

研修計画書を作成し、市町村教育委員会に提出する。

- (5) 市町村教育委員会は、校長から提出された評価及び研修計画書の調整を行い、決定後、その 結果を教育事務所に提出する。
- (6) 教育事務所は、評価及び研修計画書を、総合教育センターに提出する。
- (7) 校長は、研修計画書に基づいて、研修教員に職務上の命令を発する。

【県立学校】

- (1)総合教育センターは、前年度内に研修教員の能力・適性等についての評価の観点及び評価票 を作成し、校長に通知する。
- (2) 校長は、必要に応じて、評価票に学校独自の評価の観点を付加することができる。
- (3) 研修教員は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、校長に提出する。
- (4) 校長は、研修教員の自己評価を参考に、評価の観点に基づいて研修教員の評価を行った上で、研修計画書を作成し、総合教育センターに提出する。
- (5) 校長は、研修計画書に基づいて、研修教員に職務上の命令を発する。

8 実施計画

- (1)総合教育センターは、実施計画を作成し、市町村教育委員会、県立学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、校外研修、校内研修及びその他研修について必要な事項を定める。

9 校内体制

- (1) 校長は、研修教員が研修を受けるときには、校内体制を整備し、業務に支障が生じないよう 配慮する。
- (2) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び教諭(教務主任、保健主事)等は、研修計画に従い、研修教員の指導助言を行う。

10 評価及び研修報告

- (1) 研修教員は、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め成果報告書をまとめ自己評価 を行い、校長に提出する。
- (2) 校長は、研修教員の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め評価を行い、成果報告書を作成する。また、校外研修及び校内研修の実績と効果について研修報告書を作成し、成果報告書と併せて、次のように提出する。また、その結果を研修教員の以後の指導や研修に活用する。
- イ 市町村立学校においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、成果報告書 及び研修報告書について総括し、教育事務所に提出する。教育事務所は、成果報告書及び研修 報告書を総合教育センターに提出する。
- ロ 県立学校においては、総合教育センターに提出する。

11 その他

この要項は令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

【参考資料】

宮城県教育委員会

中堅養護教諭資質向上研修に係る在職期間について

〈在職期間例〉

■在職期間とは

国立、公立又は私立の学校の養護教諭等として在職した期間のこと。他県での在職期間も含む。 ※宮城県では在職期間 10 年を経過した 11 年目に当たる年度に中堅養護教諭資質向上研修を実施。

- ○在職期間とみなす ・・・・産前・産後休暇、病気休暇、育児短時間勤務、大学院修学休業、指導主事、 社会教育主事、教育委員会において学校教育、社会教育に関する事務従事
- ●在職期間とみなさない····育児休業、休職、停職、職員団体の専従、臨時的任用期間(講師等)
- ※中堅養護教諭資質向上研修に係る在職期間は、「当該年度ごと」に在職期間とするかどうかを判断して 計算する(下記例参照)。

例1 研修対象

* 太枠は在職期間該当を示している。

年度 採用後 の年数 在職 年数

H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目
1 年 日	0 年 日	2年日	<i>1 5</i> D	5 <i>4</i> D	6 4 0	7.40	0 年日	0.40	10 年日	R7 中堅研
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7年目	8 年目	9 年目	10 年目	

例2 研修対象(除算期間なし)

H27	H28	H29	H30		R 元	R2		R3		R4	R5	R6	R7
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目		5 年目	6年目		7 年目		8 年目	9 年目	10 年目	11 年目
1年目	2 年目	3 年目	休職	4 年 目	5 年目	病休	6 年 目	7 年 目	休職	8 年目	9 年目	10 年目	R7 中堅研 実施

^{*}休職を含め3回の休みはあるが、年度全体の休みでないため、除算なしとなる。

例3 研修対象(除算期間あり)

除算期間

	H27	H28 H29 2 年目 3 年目		129	H30 R 元		R2		R3	R4		R5	R6	R7	
	年目			年目	4 年目	5 年目	6年		7 年目	8年目		9 年目	10 年目	11 年目	
•	年目	2 年 目	年 (5.1.5 / 1.5)		3 年 目	4 年目	5 年目	産休	-	i 育休24か (4 + 12 + 8ヵ		7 年 目	8 年目	9 年目	R8 以降 対象
;	*12 か月連続休職だが、年間除算にはならない。									* 6年目の 4 (除算した			年目の8か	月は切り捨	iT

留意点

- (1) 年度初め4月1日から翌年の3月31日まで継続した場合(12か月)→「1年除算」
- (2)(1)からさらに継続して2年(24か月)以上ある場合→「2年除算」
- (3) 1年(12か月)未満の場合→「在職1年」※除算はしない。